

一般財団法人 サンスター財団
定 款

平成 29 年 12 月 4 日

一般財団法人 サンスター財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人サンスター財団と称し、英文名を **Sunstar Foundation** とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府高槻市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を東京都港区及び大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、身体の局所のみならず全身の視点から健康増進、疾病予防、治療及びリハビリテーションに関する事業ならびに教育啓発や調査研究及びその助成事業を行い、国民や地域コミュニティあるいは国際的な保健、医療及び福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 歯科あるいは医科にかかわる健康診断と保健指導の実施
- (2) 有病者あるいは障がい者に対する歯科保健活動
- (3) 健康にかかわる教育啓発のための学術講演会の開催あるいは講演者の派遣
- (4) 調査、研究を奨励するための助成金、奨学金の交付あるいは顕彰
- (5) 健康にかかわる調査、研究の実施
- (6) 国際的な保健、医療および福祉活動支援のための物品あるいは金銭の拠出
- (7) 教育啓発のための図書やパンフレット等の刊行及び販売。ホームページの作成及び運営
- (8) 附属診療施設あるいは附属保健指導施設の運営
- (9) 診療施設における実習生教育指導の受託
- (10) 診療施設における臨床試験の受託
- (11) 健康にかかわる講習会の開催及び講師の派遣
- (12) 保健や疾病対処にかかわる調査、研究の受託
- (13) その他、この法人の目的達成に必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を得た書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 4 増員により選任された評議員の任期は、現任者の任期が満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員に対して、各年度の全評議員報酬の総額が300万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 評議員の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 15 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第 16 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 17 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選定する。

（決議）

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第 19 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の報告の省略)

第 20 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選任した議事録署名人 1 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 役員

(役員を設置)

第 22 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 17 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、会長 1 名、副理事長、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。

3 会長は、理事会において任期を定めた上で専任する。

4 会長は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

5 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

6 理事長以外の理事のうち、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎事業年度に 4 ケ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認める時は、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 増員により選任された理事及び監事の任期は、現任者の任期が満了する時までとする。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時は、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、理事長が務める。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(5) 責任限定契約の締結

(6) 役員 of 法人に対する損害賠償免除額

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 定例理事会は、事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で年2回開催する。

3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催することができる。

(招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けた時又は理事長に事故がある時は、各理事が理事会を招集する。

3 前項の規定にかかわらず、理事又は監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について当該事項に議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を

述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 24 条 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 役員 の 損害賠償責任

第 37 条 この法人は、役員 の「一般社団法人及び一般財団法人法」第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員等（外部理事、外部監事をいう）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 10 条についても適用する。

(解散)

第 39 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第 40 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は剰余金の分配を行わない。

第10章 事務局

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

第11章 委員会

第42条 この法人の業務を推進するにあたり、理事会はその決議により委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第12章 顧問

第43条 この法人に、顧問3名以内を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を執行するために要する費用の支払をすることができる。

第13章 公告

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第14章 補則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み

替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

和泉 雄一	柏木 厚典	金田 博夫	金田 真弓
川村 孝	雫石 聰	富野 康日己	橋本 信夫
平野 次郎	本田 孔士	森田 陸司	

監事

皆川 尚史 Wieland Noetzold (ウィーランド ネットワールド)

4 この法人の最初の理事長は本田孔士とする。

5 この法人の設立の登記日現在の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員

石川 烈	遠藤 正彦	隠岐 尚吾	金田 善博
鶴巻 克雄	牧山 義仁	松澤 佑次	